

(別添)

鳥取県消防学校給食業務仕様書

鳥取県消防学校（以下「本校」という。）に提供する給食業務（以下「業務」という。）は、法令並びに鳥取県条例及び規則等によるほか、本仕様書に定めるところによる。

1 業務名

鳥取県消防学校給食業務

2 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 業務内容

受注者は本校の入校学生に対する給食提供業務（弁当を含む。）を行う。

業務内容は次のとおりとする。

(1) 給食の配達先

鳥取県消防学校（米子市流通町1350）

ただし、行事等の都合により、別の場所への配達を依頼する場合がある。

(2) 予定給食数

内訳は別紙のとおり。なお、教育種別及び入校学生数は予定（最大値）であり、給食数は変動する場合がある。

区分	食数	左記のうち初任教育及び救急科
朝食	3,667食	3,105食
昼食	4,981食	4,077食
夕食	3,667食	3,105食

(3) 1日当たりの基準カロリー数は、2,700キロカロリー、初任教育及び救急科（4月2日から11月18日まで）は3,000キロカロリーを目安に提供することとし、提供するカロリー数は「夕食>昼食>朝食」となるようにすること。

(4) 給食の献立の構成、品数等

ア 給食の基本構成は主食、主菜、副菜、副々菜、汁物の組み合わせを基本とし、1食につき全体的なバランス（量や栄養価）に不足が生じる場合はデザート（果物、ヨーグルト、ゼリー等）の付加で調整すること。

イ 「主食」は原則米飯とするが、代替としてパン、麺類等を取り入れてもよい。

ウ 夕食の「主菜」は肉または魚をメインとすること。

エ 「副々菜」はおかずの1つとして野菜、海藻、果物など工夫すること。漬物のみとする場合は、主菜、副菜で全体の量と栄養バランスをとること。

オ 1日あたりのタンパク質量は目安として80g程度、初任教育及び救急科は100g程度摂取できるようにし、1食あたり20g以上とすること。

カ アの基本構成以外に変化を持たせるため、木曜日の夕食はカレーライスまたは丼物を主体とした献立とし、サラダ等を組み合わせるなど栄養バランスをとること。

キ 献立は受注者の栄養士が作成し、日替わりとすること。できる限り季節感を取り入れたたり、料理の組み合わせを変える等により変化を持たせること。

ク 食の安全及び地産地消の推進を図るため、良質な食材を使用すること。また、できる限り地元産の食材を使用すること。

ケ アの基本構成の場合、「米飯」、「汁物」は保温容器に入れて提供し、さらに、個人別に取り分けできるよう食器等も用意すること。また、「主菜、副菜、副々菜」については、初任教育及び救急科は学生が取り分ける方法（ビュッフェ形式）とし、それ以外は個人別の容器に盛り付けて提供すること。なお、ビュッフェ形式で提供する際は、可能な限り温かいものは温かい

状態、冷たいものは冷たい状態で喫食できるよう容器や保存方法を工夫すること。また、取り分けに必要な用具、食器類を用意すること。

コ 受注者は、カロリー、食材量の使用量及び食品表示法に基づく栄養成分を表示した献立表(様式任意)を作成し、1週間分を事前に本校へ提出すること。

(5) 特別食

ア 入校学生にアレルギーがある場合は本校が別途通知するので、個別に献立を作成し調理すること。

イ 入校学生に発熱、胃腸障害等の体調不良が発生した場合は、本校が別途指示するので、その都度使用食材や献立を変更すること。

ウ 行事等の都合により、弁当形式、オードブル形式等での提供を依頼する場合がありますので、対応すること。

(6) 給食の配達

ア 配達時刻

区分	時刻
朝食	7時20分まで
昼食	12時00分まで
夕食	17時40分まで

必ず上記の時刻に近い時間に配達をすること。

イ アの時刻は、本校の都合により変更する場合がありますので、その都度対応すること。

特に夏季は朝食を6時40分とする日があるので、都度対応すること。

ウ 回収については、適時に行うこと。

(7) その他

ア 給食の配達及び回収に要する一切の費用は受注者の負担とする。

イ 給食に付帯するもの(食器類)は、毎食ごとに用意すること。

ウ 醤油、ソース、調味料などは別容器で準備すること。

エ 残飯、残菜の処理を行うこと。

オ 食器類の洗浄、消毒及び保管を行うこと。

4 衛生管理

(1) 受注者は、業務遂行に当たり食品衛生法令その他関係法令を遵守し、食中毒及び伝染病等が発生しないように万全の措置を講じること。また異物混入がないようにすること。

(2) 業務に従事する職員については、事前に体調が万全であることを確認すること。また3の(6)の給食を配達する職員にあっては、必ずマスクを着用し、本校の搬入口でアルコールによる手指の消毒を行うこと。

5 一般共通事項

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、業務に係る契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ本校の承認を得た場合は、この限りでない。

(2) 再委託の禁止

ア 受注者は、本校の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

イ 本校は次のいずれかに該当する場合は、アの承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

- (ア) 再委託の契約金額が各契約単価に3の(2)に規定するそれぞれの予定給食数を乗じて得た金額の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てる。)の50パーセントを超える場合
- (イ) 再委託する業務に業務の中核となる部分が含まれている場合

(3) 調査等

本校は、必要があると認めるときは、業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において受注者は、これに従わなければならない。

(4) 業務代金の支払

業務の完了確認及び業務代金の支払いは、別紙の教育種別ごとに、月単位で行う。

(5) 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(6) その他

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書について疑義が生じた事項については、本校と受注者が協議して決定する。

(別紙) 令和8年度

教育別予定給食数		期間	人数 (A)	1人あたり食数			全体食数計				
				朝食	昼食	夕食	朝食	昼食	夕食		
				回数 (B)	回数 (B)	回数 (B)	回数 (A×B)	回数 (A×B)	回数 (A×B)		
消防 職員	初任科 * (3,000kcal)		4/2-9/25	27	88	115	88	2,376	3,105	2,376	
	専科教育	救急科 * (3,000kcal)		9/28-11/18	27	27	36	27	729	972	729
		警防科		11/25-12/9	15	8	11	8	120	165	120
		予防査察・危険物科		2/25-3/16	15	10	14	10	150	210	150
	幹部教育	初級幹部科		1/20-2/3	15	8	11	8	120	165	120
	特別教育	救急救命士活性化コース		2/15-2/18	15	3	4	3	45	60	45
		女性活躍推進コース		2/8-2/9	12	1	2	1	12	24	12
		火災調査指導者養成コース		12/14-12/17	15	3	4	3	45	60	45
	消防 団員	基礎教育		4/18-4/19	20	1	2	1	20	40	20
専科教育		警防科		10/3	20		1		20		
		機関科		9/5	20		1		20		
幹部教育		指揮官部科		11/21-11/22,11/28	20	1	3	1	20	60	20
特別教育		女性消防団員教育		6/6	20		1		20		
		消防操法指導科		5/9-5/10	30	1	2	1	30	60	30
年間予定給食数 (上記教育別全体食数計の総計)							3,667	4,981	3,667		
							朝食	昼食	夕食		